令和3年11月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年11月30日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社丸藤交通（法人番号：5050001008082）　代表者　藤枝　純
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県笠間市南小泉681 （本社営業所）茨城県笠間市南小泉681
（４）行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
（６）違反行為の概要	令和3年10月21日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　5点 当該事業者の累積点数　7点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和3年11月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和3年11月30日
（２）事業者の氏名又は名称	株式会社三陸観光（法人番号：9050001008137）　代表者　星　良三
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　茨城県笠間市押辺2594-12 （本社営業所）茨城県笠間市押辺2594-12
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
（６）違反行為の概要	令和3年10月25日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)